

県南広域振興局長告示第 188 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、猿ヶ石南部土地改良区（奥州市）から役員の住所の変更に
ついて次のとおり届出があった。

平成 19 年 8 月 24 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

理事、監事の別	氏 名	住 所	
		変更前	変更後
理事	渡 邊 幸 貫	奥州市江刺区稲瀬字谷地 300 番地	奥州市江刺区稲瀬字三照 300 番地